

# 電話de詐欺の 被害に遭わないために

被害の多い下記2つの「電話de詐欺」に特にご注意ください。

## オレオレ詐欺

息子や孫のふりをして

「会社の金を使い込んだ・ミスをした」  
「バッグを無くした・今すぐお金が必要だ」  
という電話は詐欺です!

かくうせいきゅう

## 架空請求詐欺

身に覚えのない

「訴訟通達センターからハガキが届いた」  
「本日中に支払いとのメールがきた」  
というのは詐欺です!

警察や銀行がキャッシュカードを預かる  
ことは… **絶対にありえません**



少しでも「あやしい!」と思ったら  
電話を切って、まず相談!!

市川警察署 047-370-0110

電話de詐欺にご用心!! ~目指せ!被害ゼロ地域~

# 実際に届いた架空請求のハガキ

## 民事訴訟最終通達書

訴訟管理番号 (わ) 552

本通達は、貴殿に対し、契約中、若しくは債権譲渡のあった企業又は団体から契約不履行による訴状が提出されたことを当該債務者たる貴殿に通達し、本通達の後、訴訟取り下げ最終期日を経て貴殿を被告とした民事裁判が開始されることを通知するものです。

本通達に対しこのままご連絡なき場合、原告側の主張が全面的に受理され、裁判所の認可を受けた執行官立会いのもと、現預金や有価証券及び、動産や不動産物の差し押えが強制的に執行される場合があります。

また本件は民事訴訟に関する通達である為、民事訴訟法の適用により個人情報の保護や守秘義務が発生致しますので、本件に関するご相談、取り下げ等のお問い合わせは必ずご本人様からご連絡を頂きます様お願い申し上げます。

訴訟取り下げ最終期日 平成31年2月26

訴訟通知センター お問い合わせ・相談窓口

受付時間 (日、祝日は除く)

平日9:00~20:00 / 土曜日11:00~17:00

〒100-8977 東京都千代田区霞が関1丁目1番地3号

## 総合消費料金未納分訴訟最終通知書

管理番号(ま)276

この度、貴方の未納されました総合消費料金について、契約会社及び、運営会社から、訴状申し入れされたことを本状にて報告いたします。

下記に設けられた、裁判取り下げ最終期日までにご連絡無き場合、管轄裁判所から裁判日程を決定する呼出状が発行され、記載期日に指定の裁判所へ出廷となります。

尚、裁判を欠席されると相手方の言い分通りの判決が出され、執行官立会いのもと、あなたの給料、財産の差し押さえ等の恐れがございますので、十分ご注意ください。

民事訴訟及び、裁判取り下げ等のご相談に関しましては当センターにて承っておりますので、下記窓口へお問い合わせください。

尚、個人情報保護の為、ご本人様からご連絡頂きますようお願い申し上げます。

取り下げ最終期日 平成30年11月1日

民事訴訟管理センター

東京都千代田区霞が関3丁目1番7号

消費者相談窓口

受付時間9:00~18:00(日・祝日を除く)